

議案第 98 号

甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
制定について

甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例（平成 24 年 1 2 月条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

目次中「自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（第 31 条・第 32 条）」を「自転車専用道路等（第 31 条～第 32 条の 2）」に改める。

第 6 章の章名を次のように改める。

第 6 章 自転車専用道路等

第 6 章中第 32 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 32 条の 2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、甲府市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第46号)で定める基準に適合する構造とするものとする。

第38条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路法等の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路に係る基準を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。